

○総務省訓令第 号
高周波利用設備許可関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

高周波利用設備許可関係審査基準の一部を改正する訓令
高周波利用設備許可関係審査基準（平成13年総務省訓令第77号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正案	改正前
（用語の定義） 第2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔(1)～(9) 略〕 ⑩ 実験用 <u>WPT 非接触電力伝送装置</u>であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を行うものをいう。 （通信設備以外の設備関係） 第5条 法第100条第1項第2号の設備は、次の各号に適合するものであること。 (1) <u>第4条第1号ア及びイ</u>の規定は、通信設備以外の設備の設置場所の審査をする場合に準用する。 〔(2)・(3) 略〕 (4) 通信設備以外の設備の安全施設は、施行規則第48条<u>各号</u>に規定する条件に適合するものであること。 (5) 通信設備以外の設備からの漏えい電界強度が、設備規則第65条第1項各号に規定する値に適合するものであること。 〔(6) 略〕 (7) 実験用 <u>WPT</u>については、免許規則別表第9号第2注23(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第66条の規定に照らして適切と認められるものであること。	（用語の定義） 第2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔(1)～(9) 略〕 ⑩ 実験用<u>各種設備</u> <u>施行規則第45条第3号に規定する各種設備</u>であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を行うものをいう。 （通信設備以外の設備関係） 第5条 法第100条第1項第2号の設備は、次の各号に適合するものであること。 (1) <u>第4条第1号</u>の規定は、通信設備以外の設備の設置場所の審査をする場合に準用する。 〔(2)・(3) 略〕 (4) 通信設備以外の設備の安全施設は、施行規則第48条、<u>第49条又は第50条</u>に規定する条件に適合するものであること。 (5) 通信設備以外の設備からの漏えい電界強度が、<u>設備規則第65条</u>に規定する値に適合するものであること。 〔(6) 略〕 (7) 実験用<u>各種設備</u>については、免許規則別表第9号第2注23(2)に定める項目全てが、実験に係る計画書に記載されており、かつ、次の項目が設備規則第66条の規定に照らして適切と認められるものであること。

[ア～エ 略]

[ア～エ 略]

附 則
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。